

諮問番号：令和6年度諮問第5号

答申番号：令和6年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

南アルプス市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和5年11月29日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく生活保護申請決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求については棄却されるべきであるとする山梨県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

審査請求人の行った生活保護申請について、処分庁が、審査請求人の〇〇によるアパート代金の支払を収入認定し、そのうえで最低生活費を算定し本件処分を行ったところ、審査請求人が令和6年1月15日付け書面により、本件処分の取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。
- (2) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法第8条第1項）。
- (3) 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第

2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる（法第29条）。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

- (4) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）が定められている。
- (5) 収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること（次官通知第8の2）。
- (6) 他からの仕送り、贈与等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること（次官通知第8の3（2）イ（ア））。
- (7) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは事業の開始又は継続、就労及び技能習得のための貸付資金や就学資金等に該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであつて、現実に当該貸

付けの趣旨に即し使用されているものに限ること（局長通知第8の2（3））。

- (8) 収入の認定は、法第4条において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。

しかしながら、この原則を貫徹し、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合もでてくる。

こうした観点から特定の金銭については、それが収入であるにしても最低生活の維持のために活用することを求めない、すなわち収入として認定しないこととしており、このような取扱いを実務上収入認定除外と称している。

収入認定除外の分類としては、当該金銭の性格（支給の趣旨等）、支給方法（臨時的か継続的か）、使われ方（自立更生等）を判断して総合的に決定される。

- ・冠婚葬祭の祝儀香典、慈善金銭等
- ・弔慰金等
- ・特定の者に対しその障害等に着眼し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの
- ・自立更生のために使われるもの

恵与金、貸付金については、恵与又は貸付の趣旨が「自立更生を目的とする」ものであることが要件となっている。とくに貸付金については、その償還の問題も含め、あらかじめ実施機関の承認を要するほか、自立更生計画についても範囲が限定されており、更に公的制度と私的なものでは取扱いを異にしている（生活保護手帳別冊問答集2023年度版第8の3。以下「問答集」という。）。

3 前提事実

- (1) 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇日に〇〇と離婚した。
- (2) 審査請求人は、離婚後、自らの精神疾患のために仕事ができず、甲府市からの生活保護の受給を開始した。

- (3) 審査請求人は、平成29年6月26日、転居先である甲斐市からの生活保護の受給を開始した。
- (4) 審査請求人は、生活保護を受給するのではなく働いて生活したいと考え、甲斐市での生活保護を廃止し、〇〇〇〇市へ転居しようと考えたが、定職に就いていないことや自己破産歴があることからアパート契約ができなかった。
- (5) 審査請求人は、〇〇に〇〇名義でアパートを借りることを依頼し、令和5年4月1日から〇〇が借主、審査請求人を同居人として契約した〇〇〇〇市のアパートへ令和5年5月1日に転居した。
- (6) 審査請求人は、仕事が見つからず生活が困窮した状態が改善できなかったため、令和5年6月9日、処分庁に対し1回目の生活保護申請を行ったが、処分庁は、審査請求人との面接の中で、通院や食事等ができる生活を送っている様子が伺え、〇〇から援助してもらっている状況が確認できたことから、審査請求人と〇〇を「生計を一にしている者」とみなし、この申請を棄却した。
- (7) 審査請求人は、令和5年10月13日、処分庁に対し2回目の生活保護申請を行った。
- (8) 処分庁は、法第29条に基づく調査を行い、〇〇によるアパート代金について、審査請求人に収入がある場合は返済することを申し出ていたことから、当該アパート代金を収入認定し、最低生活費を算定した。
- (9) 処分庁は、令和5年11月29日、法第19条第1項による本件処分を行った。
- (10) 審査請求人は、令和6年11月15日、審査庁に対し、本件処分に関する審査請求を行った。
- (11) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和6年8月28日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

本件処分について、審査請求人の〇〇が負担するアパート代金を収入認定した処分庁の判断に違法又は不当な点はあるか。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、〇〇のアパート代の負担について、貸付金のうち「収入として認定しないもの」に該当しないため収入認定した旨を主張するが、審査請求人に対する貸し付けは単純な貸し付けではなく処分は違法である。
- (2) 審査請求人は、処分庁から適正な住宅扶助を受給していれば、それによりアパート代を支払うことができることから、〇〇が現在に至るまでアパート代を負担することもなかった。
- (3) 処分庁が適正な住宅扶助を支給せず、将来にわたって〇〇がアパート代を支払うものとして、〇〇のアパート負担額を収入認定している判断が違法である。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、申請時にアパート代は〇〇が支払うが、審査請求人に収入がある場合は返済することを申し出ていたため、貸付金と判断し、アパート代を収入認定して生活保護を開始した。
- (2) 貸付金を収入認定することの是非については、局長通知を根拠として決定した。局長通知によると、貸付金は「収入として認定しないもの」に該当しない。
- (3) アパート代を収入認定し、最低生活費を算定したうえで収入充当し給付したものであり、保護決定内容に違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 当該アパート代は、実質的には〇〇からの援助であり、次官通知第8の3に規定する「収入として認定しないもの」に該当しないと考えられる。また、これを収入として認定することは社会通念に照らしあわせて妥当であるものと考えられる。
- (2) 問答集では、法の目的である自立助長の観点から収入認定除外の取扱いがあるが、その適否は、①当該金銭の性格、②支給方法（臨時的か継続的か）、③使われ方を総合的に判断するものとされており、本件については、①実質的な家賃であること、②審査請求人の状況次第ではあるが、当時においては継続的であること、③最低生活に要する金銭であることから、自立更生を目的とした使われ方ではないため、収入認定除外の取扱いとなる分類には該当しない。
- (3) 問答集では、「最低生活の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。」とされており、当該アパート代は、住居という最低生活を送るために要する金品であるから、収入認定することは妥当である。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和6年 8月28日 審査庁から諮問書の提出

同年10月15日 第1回審議

同年12月17日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

- (1) 収入の認定は、法第4条において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。しかしながら、この原則を貫徹し、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合もでてくるため、特定の金銭については、それが収入であるにしても最低生活の維持のために活用することを求めない、すなわち収入として認定しないこととしている（問答集）。
- (2) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとし（次官通知第8の3（2））、貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは事業の開始又は継続、就労及び技能習得のための貸付資金や就学資金等に該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ることとされている（局長通知第8の2（3））。
- (3) 本件についてみると、審査請求人は、審査請求人の〇〇が賃貸契約したアパートに居住しているが、当該アパート代金については審査請求人の〇〇が継続的に支払っている。
当該アパートに審査請求人のみが居住していることから、当該アパート代金は、〇〇から審査請求人に対する実質的な援助であること及び当該援助は住居という最低生活の維持にあて得る金品であることが認められる。
また、当該援助は、局長通知第8の2（3）に掲げる事項に該当しない。
- (4) したがって、審査請求人の〇〇が支払う当該アパート代金を収入として認定した処分庁の判断に違法及び不当な点は認められない。
- (5) なお、答申時点において、審査請求人は、処分庁の転居指導により、法に基づく基準範囲内の物件への転居を行っていることから、審査請求

人の一部主張については審査会の判断を要しない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 實川 和子

委員 吉澤 宏治